

訪看指示書 AI 支援オプション利用規約

本利用規約には、NTTプレジジョンメディシン株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「訪看指示書 AI 支援オプション」サービス (以下「本サービス」といいます。)の提供条件及び当社と契約者との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、契約者は、本利用規約の全文をお読みいただいたうえで、本利用規約に同意し、確実に遵守するものとします。

第1条 (目的)

1. 本利用規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本サービスの提供条件は本利用規約のとおりとし、本利用規約に定めのない事項については、モバカルネット利用規約 (本サービスの契約者が現に契約を締結しているものに限り) の規定を適用します。モバカルネット利用規約に変更があった場合は、変更後のモバカルネット利用規約の定めによることとします。
3. モバカルネット利用規約と本利用規約の内容に齟齬が生じた場合、本利用規約の規定が優先するものとします。

第2条 (利用申込み、本契約の成立等)

本サービスの利用希望者は、本利用規約の全文をお読みいただき、本利用規約を遵守することに同意したうえで、本利用規約が掲載されているモバカルネット内の「利用規約に同意して申込む」ボタンを押すことにより、本サービスを利用することができます。

第3条 (本サービスの利用料金等)

1. 契約者が当社に支払う本サービスの利用の対価は、1 か月ごとに、訪問看護指示書を作成した患者の人数が 1 人から 100 人までの場合は 3,000 円とし、100 人を超える人数については 100 人までごとに 3,000 円を加算した額とします。この場合、同一の月内において同一患者について複数回利用した場合も人数は 1 人として扱います。
2. 契約者は、当社の発行する請求書に基づき、月額利用料金は利用月の末日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に支払うものとします。

第4条 (料金の改定)

当社は、当社が必要と判断する場合、20 日前までに周知することにより料金を変更することができるものとします。当該変更を行うときは、当該変更を行う旨、当該変更後の本利用規約の内容及びその効力発生時期を当社所定の HP への掲載、その他適切な方法により

周知します。

第5条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、当社所定のサービス仕様書にて定めるものとします。なお、当社は本サービスの機能追加、改善を目的として本サービスの仕様を変更できるものとし、利用者は変更後の仕様に基づき本サービスを利用するものとします。

第6条 (入力情報)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり入力する情報が第三者の権利を侵害していないことを保証するものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたっては、個人を特定できる情報を入力しないものとします。

第7条 (生成文章)

1. 契約者は、本機能の利用により生成された文章について、自己の責任で文章の確認及び必要な修正等を実施のうえ、利用するものとします。
2. 当社は、本機能の利用により生成された文章について、真実性、有用性、科学的な正確性、法令への適合性等一切の品質を保証しません。また、当社は、本機能の利用により生成された文章（契約者が修正を行った場合を含みます。）から契約者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条 (免責及び損害賠償の制限)

当社は、本サービスにより契約者に生じた損害について、当社あるいは AI-DataScience 株式会社に故意又は重過失が認められる場合に、契約者が当社に支払った過去 12 か月分の利用料金を上限として契約者に生じた直接かつ通常の損害（逸失利益を除く）を賠償するものとし、それ以外の損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第9条 (本サービスの終了)

当社は、次のいずれかの事由が生じたときに、本サービスを終了することができるものとします。終了にあたり、当社は、本サービス終了の 60 日前までに終了する旨を契約者に通知するものとしますが、緊急の場合は、60 日を待たずに事前の通知により本サービスを終了することができるものとします。

- (1) システム構成機器の重大な故障やその他システムに関する重大な障害が発生し、業務を継続することにより被害が拡大するおそれがある場合
- (2) 当社の秘密鍵情報の漏洩、偽造または変造など本サービスのシステム全体等に重大な

障害をあたえる可能性がある事由が発生した場合

(3) その他、当社が本サービスを終了すべきと判断する事由が発生した場合

第10条 (本サービスの解除)

1. 契約者は、本サービスの利用終了を希望する場合、モバカルネット内のサービス管理画面にて所定の解約操作を完了することで、本サービスの利用終了を申し込むことができます。
2. モバカルネット内での利用終了の操作が完了した時点で、本サービスの利用を終了します。

【2025年8月1日制定】

(削除)

【2025年9月1日改正】

【2026年4月2日改正】

本改正規定（第5条に定める本サービスの内容を、サービス仕様書へ定めることとした。また、機能追加を実施した。）は、2026年4月23日から実施します。